

議案第 号

公の施設（宝塚市立安倉児童館及び宝塚市立身体障害者支援センター）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年（2017年）9月 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

- 1 公の施設の名称 宝塚市立安倉児童館及び宝塚市立身体障害者支援センター
- 2 指定管理者となる団体 宝塚市安倉西2丁目1番1号
社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会
理事長 稲 野 廣
- 3 指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

議案第 号から第 号まで
公の施設の指定管理者の指定について
地方自治法(抜粋)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2第1項～第5項 (略)

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 (略)

平成29年(2017年)7月18日

3

宝塚市長 中川智子様

宝塚市立安倉児童館及び宝塚市立身体障害者支援センター
指定管理者選定委員会 委員長 松岡克尚

宝塚市立安倉児童館及び宝塚市立身体障害者支援センター指定管理者の候補者の
選定について(答申)

平成29年(2017年)5月8日付宝塚市諮問第10号で諮問のありました標記のこと
について、指定管理者の候補者を選定しましたので、下記のとおり答申します。

記

1 選定内容

(1) 選定の目的

宝塚市立安倉児童館(以下「安倉児童館」という。)及び宝塚市立身体障害者支援センター(以下「支援センター」という。)を管理する指定管理者の指定期間が平成30年3月31日をもって満了するため、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間における当該施設の指定管理者として適当な候補者を応募者のうちから選定します。

(2) 選定する施設

安倉児童館及び支援センター

(3) 応募対象者の選定方法

安倉児童館及び支援センターは、宝塚市立児童館条例第18条第4項及び宝塚市立身体障害者支援センター条例第16条第1項の規定に基づき、公募により指定管理者の候補者を選定しました。

(4) 応募の状況

以下の団体から申請がありました。

住所 宝塚市安倉西2丁目1番1号

名称 社会福祉法人 宝塚市社会福祉協議会
理事長 稲野 廣

2 審議内容

(1) 選定委員会委員

委員長 松岡 克尚 (大学教授、宝塚市社会福祉審議会委員)

委員 伊藤 篤 (大学教授、宝塚市子ども審議会委員)

委員 小塩 英樹 (税理士)

委員 浦野 のり子 (宝塚市民生委員・児童委員連合会)

委員 湊 洋二 (宝塚市肢体不自由児者父母の会)

委員 秦 忍 (安倉児童館施設利用者)

委員 西山 美恵子 (市民公募委員)

(2) 選定経緯

- ア 第1回選定委員会 平成29年5月8日
(募集要項・業務の概要の決定、選定基準の審議)
- イ 指定管理者募集 平成29年5月17日～平成29年6月23日
- ウ 第2回選定委員会 平成29年7月3日
(選定基準の審議及び決定、書類審査及びプレゼンテーション審査の実施、候補者の決定)

(3) 評価方法

評価項目(5項目)と配点(110点満点)を設定し、応募者から提出された申請書及び応募者のプレゼンテーションの内容を審査し、各項目を5段階で評価することとしました。

選定に際しては、委員7名の評価点を合計して770点満点とし、406点(52.7%)を必要最低点と定めて審議することとしました。

3 選定結果

(1) 選定結果

各委員の評価点に基づいて、委員会で意見交換を行った結果、申請者を指定管理者の候補者として選定することが適当であると委員全員一致で決定しました。

採点結果は、安倉児童館が770満点中579点(75.2%)、支援センターが770満点中518点(67.3%)となりました。

(2) 選定理由

最低必要点数である406点を上回っていると認められるため、指定管理者の候補者として選定することが適当であると判断しました。

4 付帯意見

身体障害者支援センターに関しては、平成29年3月に発覚した虐待事案について、その要因分析の結果と再発防止策の中身が、現時点においては、それぞれ不明確であることが否めないことから、第三者を交えての実効性ある対策及び特に職員(管理職を含む。)の資質向上と十分な人材確保が講じられるように求めたい。

宝塚市立安倉児童館及び宝塚市立身体障害者支援センター指定管理者の候補者選定結果

法人名: 社会福祉法人 宝塚市社会福祉協議会

(選定委員会開催日: 平成29年7月3日)

評価項目	採点項目	各施設 配点	各施設 配点 合計	評価点	
				安倉児童館	身体障害者 支援センター
公平性	設置目的が達成されるものであること	10	70	54	46
	利用対象者が平等なサービスが受けられるものであること	10	70	59	41
効果性	サービス向上を実現する具体的な提案(計画)であるか	10	70	52	43
	利用者からの要望(苦情)の把握とその解決策(実現方策)を持っていること	10	70	39	31
効率性	経費縮減のための具体的な方策があるか	10	70	44	40
	適正な収支計画と認められるか	10	70	52	47
管理運営能力	施設の運営に必要な専門知識を持っているか	5	35	30	30
	事業内容に適した人員及び備品・設備等の配置計画となっており、適正な管理運営になっているか	5	35	28	24
	候補者の経営状況(財務基盤)が安定していること	5	35	30	29
	個人情報保護・管理に関する対策が十分か	5	35	30	28
	当該施設または類似施設の管理運営実績があるか	5	35	30	31
維持管理能力	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか	10	70	56	56
	施設の維持管理体制が明確にされ、安全・安心の施設管理ができること	5	35	30	30
特殊性	複合施設であることを鑑みて、相互の効率的な利用が図られる内容になっているか	10	70	45	42
計		110	770	579	518
得点率		—	—	75.2%	67.3%

宝塚市立安倉児童館及び宝塚市立身体障害者支援センター指定管理者選定委員会採点結果【宝塚市立安倉児童館】

法人名:社会福祉法人 宝塚市社会福祉協議会

(選定委員会開催日:平成29年7月3日)

項目	配点	配点 合計	評価 点	得点率 (%)	委員							
					A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員	G委員	
公平性	設置目的が達成されるものであること	10	70	54	77.1	7	5	7	10	5	10	10
	利用対象者が平等なサービスが受けられるものであること	10	70	59	84.3	10	7	7	10	5	10	10
効果性	サービス向上を実現する具体的な提案(計画)であるか	10	70	52	74.3	7	3	7	10	5	10	10
	利用者からの要望(苦情)の把握とその解決策(実現方策)を持っていること	10	70	39	55.7	7	3	3	7	5	7	7
効率性	経費縮減のための具体的な方策があるか	10	70	44	62.9	7	5	3	7	5	10	7
	適正な収支計画と認められるか	10	70	52	74.3	7	5	5	10	5	10	10
管理運営 能力	施設の運営に必要な専門知識を持っているか	5	35	30	85.7	5	2	5	5	4	4	5
	事業内容に適した人員及び備品・設備等の配置計画となっており、適正な管理運営になっているか	5	35	28	80.0	5	2	3	5	3	5	5
	候補者の経営状況(財務基盤)が安定していること	5	35	30	85.7	4	3	5	4	4	5	5
	個人情報保護・管理に関する対策が十分か	5	35	30	85.7	4	4	4	5	3	5	5
	当該施設または類似施設の管理運営実績があるか	5	35	30	85.7	5	5	3	4	3	5	5
維持管理 能力	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか	10	70	56	80.0	10	7	7	7	5	10	10
	施設の維持管理体制が明確にされ、安全・安心の施設管理ができること	5	35	30	85.7	5	4	4	4	3	5	5
特殊性	複合施設であることを鑑みて、相互の効率的な利用が図られる内容になっているか	10	70	45	64.3	5	1	7	7	5	10	10
計		110	770	579	75.2	88	56	70	95	60	106	104

宝塚市立安倉児童館及び宝塚市立身体障害者支援センター指定管理者選定委員会採点結果【宝塚市立身体障害者支援センター】

法人名: 社会福祉法人 宝塚市社会福祉協議会

(選定委員会開催日: 平成29年7月3日)

項目	配点	配点 合計	評価 点	得点率 (%)	委員									
					A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員	G委員			
公平性	設置目的が達成されるものであること	10	46	65.7	7	5	7	7	3	7	10			
	利用対象者が平等なサービスが受けられるものであること	10	41	58.6	7	3	7	7	3	7	7			
効果性	サービス向上を実現する具体的な提案(計画)であるか	10	43	61.4	7	5	7	7	3	7	7			
	利用者からの要望(苦情)の把握とその解決策(実現方策)を持っていること	10	31	44.3	5	3	3	7	3	5	5			
効率性	経費縮減のための具体的な方策があるか	10	40	57.1	7	5	3	5	3	10	7			
	適正な収支計画と認められるか	10	47	67.1	7	5	5	7	3	10	10			
管理運営 能力	施設の運営に必要な専門知識を持っているか	5	30	85.7	5	3	5	5	3	4	5			
	事業内容に適した人員及び備品・設備等の配置計画となっており、適正な管理運営になっているか	5	35	68.6	3	2	3	4	3	4	5			
	候補者の経営状況(財務基盤)が安定していること	5	35	82.9	4	3	5	4	4	4	5			
	個人情報保護・管理に関する対策が十分か	5	35	80.0	4	4	4	4	3	4	5			
	当該施設または類似施設の管理運営実績があるか	5	35	88.6	5	5	3	5	4	4	5			
維持管理 能力	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか	10	56	80.0	10	7	7	7	5	10	10			
	施設の維持管理体制が明確にされ、安全・安心の施設管理ができること	5	30	85.7	5	4	4	4	3	5	5			
特殊性	複合施設であることを鑑みて、相互の効率的な利用が図られる内容になっているか	10	42	60.0	5	1	7	7	5	7	10			
計					110	770	518	67.3	81	55	70	48	88	96

（指定管理者の指定）

第18条 市長は、センターの指定管理者を指定しようとするときは、公募によることなく、センターの管理を行わせるに最適な法人その他の団体であると認めるものを候補者として選定し、指定管理者に指定するものとする。

2 センターの指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書にセンターの管理に係る業務に関する事業計画書その他の規則で定める書類（次項において「事業計画書等」という。）を添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による候補者の選定に当たっては、次に掲げる事項を基準として、前項の規定により指定の申請を行ったものを総合的に審査するものとする。

（1） 利用対象者の平等な利用を確保できるものであること。

（2） 事業計画書等の内容がセンターの効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。

（3） センターの管理を安定して行う能力を有していること。

4 市長は、児童館（センターを除く。以下この条において同じ。）の指定管理者を指定しようとするときは、特別の事由があると認める場合を除き、公募するものとする。

5 児童館の指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に児童館の管理に係る業務に関する事業計画書その他の規則で定める書類（次項において「事業計画書等」という。）を添付して市長に提出しなければならない。

6 市長は、次に掲げる事項を基準として、前項の規定により指定の申請を行ったものを総合的に審査し、児童館の管理を行わせるに最適な法人その他の団体を候補者として選定し、指定管理者に指定するものとする。

（1） 利用対象者の平等な利用を確保できるものであること。

（2） 事業計画書等の内容が児童館の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。

（3） 児童館の管理を安定して行う能力を有していること。

宝塚市立身体障害者支援センター条例（平成17年6月30日条例第40号） 抜粋

（指定管理者の指定）

第16条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事由があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に支援センターの管理に係る業務に関する事業計画書その他の規則で定める書類(以下「事業計画書等」という。)を添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、次に掲げる事項を基準として、前項の規定により指定の申請を行ったものを総合的に審査し、支援センターの管理を行わせるに最適な法人その他の団体を候補者として選定し、指定管理者に指定するものとする。

(1) 利用対象者の平等な利用を確保できるものであること。

(2) 事業計画書等の内容が支援センターの効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 支援センターの管理を安定して行う能力を有していること。